

3 紙付に関する規定

(一) 日本国の実施機関は、日本国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、フィリピンの法令による保険期間を考慮する。(第一二条関係)

(二) 第一二条の規定の適用により日本国に給付を受ける権利が確立される場合に日本国に実施機関が用いる当該給付の額の計算の方法等、日本側にのみ適用される特別の事項について定める。(第一三条～第一五条関係)

(三) フィリピンの実施機関は、フィリピンの法令による十分な保険期間を累積していないことを理由として給付を受ける権利を有しない者について、日本国の法令による保険期間を考慮する。また、この規定の適用によりフィリピンの給付を受ける権利が確立される場合にフィリピンの実施機関が用いる当該給付の額の計算の方法等、フィリピン側にのみ適用される特別の事項について定める。(第一六条関係)

(四) フィリピンの実施機関は、(一)～(三)に規定する事項について定める。

(一) 一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用し、個人情報の秘密の保護のための法律及び規則により規律される。(第二〇条関係)

(二) 協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。(第二二条関係)

(三) 協定は、効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。協定の実施に当たつては、協定の効力発生前の保険期間等についても考慮する。協定の効力発生前から一方の締約国内で就労していた者については、協定の効力発生の日に派遣の期間又は自営活動の期間が開始したものとみなす。(第二五条関係)

(四) 協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれがぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約

国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行なうことができ、協定は、終了の通告を受領した月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。(第二六条及び第二七条関係)

御名御璽

平成三十年五月三十日

法律第三十三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律

第一条 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「不正取得行為」を「営業秘密不正取得行為」に、「以下同じ」を「次号から第九号まで、第十九条第一項第六号、第二十一条及び附則第四条第一号において同じ」に改め、同項第五号及び第六号中「不正取得行為」を「営業秘密不正取得行為」に改め、同項第七号中「保有者」を「営業秘密保有者」に改め、同項第八号及び第九号中「不正開示行為」を「営業秘密不正開示行為」に改め、同項中第十六号を第二十二号とし、第十三号から第十五号までを六号ずつ繰り下げる。同項第十二号中「若しくはプログラムの実行」を「プログラムの実行若しくは情報の処理」に、「若しくはプログラムの記録」を「プログラムその他の情報の記録」に、「若しくは当該機能」を「当該機能」に、「含む。」を「含む。」若しくは指令符号を「又は当該機能を有するプログラム」を「若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号」に改め、「限る。」の下に「又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為」を加え、同号を同項第十八号とし、同項第十一号中「に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行」を「に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録されたものに限る。以下この号、次号及び第八項において同じ。)の処理」に、「若しくはプログラムの記録」を「プログラムその他の情報の記録」に、「制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行」を「制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理」に、「若しくは当該機能」を「当該機能」に、「含む。」を「含む。」若しくは指令符号(電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによつて一の結果を得ることができるものをいう。次号において同じ。)を「又は当該機能を有するプログラム」を「若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号」に改め、「限る。」の下に「又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十号の次に次の六号を加える。

十一 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により限定提供データを取得する行為(以下「限定提供データ不正取得行為」という)又は限定提供データにより取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十二 その限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを見つけて限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを取得する行為(以下「限定提供データ不正取得行為」という)又は限定提供データにより取得した限定提供データを開示する行為

十四 限定提供データを保有する事業者(以下「限定提供データ保有者」という)からその限定提供データを示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを使用する行為(その限定提供データの管理に係る任務に違反して行なうものに限る。)又は開示する行為

内閣総理大臣 安倍晋三

法 律